

ゴム加工工場で加硫促進剤として「チウラム」を使用している工場は土壤汚染状況調査を行う必要があります

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）や土壤汚染対策法では、ゴム加工工程において加硫作業があり、「チウラム」を含む加硫促進剤を使用している又は使用していた工場は、「チウラム」による土壤汚染の恐れに対して、土壤汚染の有無を調査し、その結果を区や都に報告することを義務づけています。

普段から、「薬剤や廃薬剤等の取り扱いや保管」、「加硫工程における取扱い」には十分に留意し、土壤汚染の未然防止に努めていただくようお願いします。

< 環境確保条例の土壤汚染状況調査に関する義務 >

1 誰が

ゴム加工を行っている事業場で、加硫工程があり、「チウラム」含む加硫促進剤を使用していた又は使用している工場を設置している方（作業は手作業を含みます）

2 どんな時に

- （１）工場を廃止または建替えるとき
- （２）チウラム使用の混練機等を撤去、更新するとき

3 どんな物質が対象か

過去を含め、加硫工程で使用している加硫促進剤にチウラムが含有している場合。

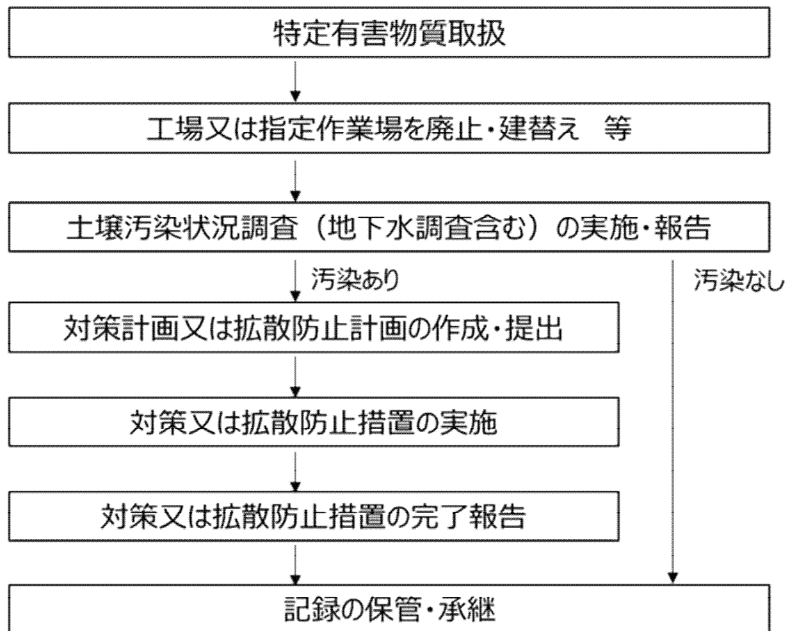
物質名（別名）	溶出量基準	第二溶出量基準	地下水基準	第二地下水基準
チウラム （チラム、テトラメチルチウラムジスルフィド）	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下

注意 物質名、別名等は加硫促進剤製造メーカーによって異なっている場合がありますので、安全データシート（SDS）等で確認が必要です。

4 どんなことを行う必要があるか

- (1) 土壌汚染の有無を確認するため、土壌汚染状況調査の実施と区への報告
- (2) 調査の結果、基準を超えた場合には汚染対策又は拡散防止の実施と区への報告

5 土壌汚染状況調査・対策の流れ(概略)



- ※ 調査は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼してください
- ※ 調査を行わず土地の譲渡等があった場合は、土地譲受者も調査の実施・報告の義務を負います
- ※ 汚染の有無にかかわらず、区が台帳を調整し公開します

< 土壌汚染対策法の土壌汚染状況調査に関する義務 >

有害物質使用特定施設(洗浄施設等)の廃止時には、環境確保条例とは別に土壌汚染対策法も適用され調査報告義務が生じることもあります。

< 問合せ先 >

環境確保条例第 116 条、第 116 条の 2 について

江戸川区 環境部 環境課 指導係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所北棟 3 階 番窓口

電話 03-5662-1995(直通)

土壌汚染対策法について

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

土壌汚染総合相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)